

高松市総合計画の策定および実施規程（昭和46年12月1日規程第19号）

（趣旨）

第1条 この規程は、高松市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定および実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（総合計画策定の指針）

第2条 総合計画の策定にあたっては、国、県の諸計画と適合するよう努めながら、本市の自然的、歴史のおよび社会経済的諸条件に応じその特性をじゅうぶん生かし、効率的な行政運営に資するよう配慮しなければならない。

（総合計画の構成）

第3条 総合計画は、次のとおりとする。

（1）基本構想

本市の将来の都市像とこれを実現するための長期的な施策の大綱を明らかにしたもので、実施計画の基礎となるもの

（2）実施計画

基本構想で定めた施策の大綱を現実の行財政の中で具体化するために必要な施策および事業を総合的かつ計画的に示すもので、毎年度の予算編成および事業実施の基礎となるもの

（総合計画の計画期間）

第4条 総合計画の計画期間は、次のとおりとする。

（1）基本構想

平成20年度から平成27年度までを計画期間とする。

（2）実施計画

平成20年度および同年度から2年度ごとの年度を初年度とする3年度間（平成26年度を初年度とする場合は2年度間）を計画期間とする。この場合において、計画期間の初年度の計画の策定は、直前の計画期間の最終年度の計画を変更することにより行うものとする。

（総合計画の区域）

第5条 総合計画の区域は、総合計画策定時における本市の行政区域とする。ただし、日常生活圏等を考慮し、本市と隣接する地域等は関連計画区域として含めるものとする。

（審議会）

第6条 総合計画を策定するにあたって、市民および学識経験者等の意見を求めるため、高松市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の運営、その他必要な事項は別に定める。

（総合計画の策定および実施に関する重要事項の審議または協議）

第7条 総合計画の策定および実施に関する重要事項は、高松市政策会議規程（平成9年高松市規程第17号）に定める高松市政策会議または高松市部長会議規程（昭和42年高松市規程第34号）に定める高松市部長会議で審議し、または協議する。

（総合計画の策定）

第8条 各主管課長は、市長の指示に基づき、所管事項に係る総合計画を策定するものとする。

2 総合計画の策定に係る調整事務は、市民政策部企画課において行う。

(総合計画の決定)

第9条 総合計画は、市長が決定する。この場合において、基本構想については審議会に諮問し、かつ、議会の議決を得るものとする。

(総合計画の実施)

第10条 各主管課長は、実施計画に基づき毎年度の予算に反映させ、計画目標の実現に努めなければならない。

2 各主管課長は、毎年度末に実施計画の実施状況を市民政策部企画課を経て、市長に報告しなければならない。

(総合計画の改定)

第11条 市長は、総合計画の計画期間中において社会情勢等の変化により、総合計画と現実との間に著しく差異を生じたと判断したときは、すみやかに総合計画策定と同様の手続きにより改定を行なうものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。